

【別紙4】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の 継続 (国税 18)(法人税:義、所得税:外) (地方税 12)(法人住民税:義、個人住民税:外)
2	要望の内容		適格退職年金は、平成 24 年 3 月末に廃止されるため、その廃止期限までの 間に、他の企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及 び中小企業退職金共済)への移行の促進が図られているところであるが、事 業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない場合がある。 このような適格退職年金に限り、平成 24 年 4 月以降も税の特例措置(運用 時:特別法人税非課税、給付時:所得税非課税(遺族に支給される年金)、公 的年金等控除(年金)、退職所得控除(一時金))を継続すること。
3	担当部局		金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期		平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		新規要望である。
6	適用又は延長期間		要望の対象である「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給 者が存在しなくなるまでの期間
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない適格退職年金の 受給者の権利を保護すること 《政策目的の根拠》 保険業法(平成七年六月七日法律第百五号) (目的) 第1条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の 健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約 者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に 資することを目的とする。
			II-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそ のサービスを利用できること
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成 24 年 4 月以降も税の特例措置を継続し、他の企業年金等に移行することができ た受給者との間の公平性を確保すること。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>事業主の不在等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避（適用者数）</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成 24 年 4 月以降は、適格退職年金制度の廃止により、税の特例措置が受けられなくなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、これらの受給者について、平成 24 年 4 月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ることとなる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>当該要望が実現した場合、事業主の不在等のために企業年金に移行できない適格退職年金の受給者と他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ることができる。</p> <p>《適用者数》</p> <p>平成 23 年 6 月末: 172 件 (762 人)</p> <p>平成 24 年: 143 件 (632 人) (推計)</p> <p>平成 25 年: 130 件 (575 人) (推計)</p> <p>平成 26 年: 116 件 (515 人) (推計)</p> <p>※平成 27 年以降の適用者数については別添のとおり。</p> <p>※平成 23 年 6 月末時点の適用者数に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。</p> <p>※残存率計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確定年金 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。 (例: 10 年確定年金…年金受給開始から 10 年後に支払終了として計算) ○保証期間付終身年金 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付有期年金 残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付XX年年金等 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存XX年を比較して短い方を支払終了年月として計算。 <p>※平均余命を用いる際の年齢は、H23 年 6 月末時点の年齢(男性を前提)を使用。</p> <p>※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>《減収見込み額》</p> <p>平成 23 年度 6 月末時点: 65 百万円(国税: 39 百万円、地方税: 26 百万円)</p> <p>平成 24 年度: 54 百万円(国税: 32 百万円、地方税: 22 百万円)</p> <p>平成 25 年度: 49 百万円(国税: 29 百万円、地方税: 20 百万円)</p> <p>平成 26 年度: 44 百万円(国税: 26 百万円、地方税: 18 百万円)</p> <p>平成 27 年度: 39 百万円(国税: 23 百万円、地方税: 16 百万円)</p>

		<p>※平成 28 年度以降の減収見込み額については、別添のとおり。</p> <p>※平成 23 年6月末時点の減収見込み額に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がある。</p> <p>《算出方法》</p> <p>○運用時</p> <p>廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、下記の減収見込み額を算出。</p> $\text{資産額} \times 1\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(国税)}$ $\text{資産額} \times 0.173\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(地方税)}$ <p>※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2,821 百万円。(平成 24 年度6月末時点)</p> <p>※運用時において、特別法人税(国税: 1%、地方税: 0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>○給付時</p> <p>廃止期限後において、公的年金等控除の対象とならない場合(要望が実現しない場合)と公的年金等控除の対象となる場合(要望が実現した場合)を比較し、減収見込み額を算出。</p> <p>※対象者はすべて 65 歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定。</p> <p>※国民年金の老齢年金受給者の平均年金額は 65 万 2,908 円とする。(平成 23 年 5 月末の平均年金月額: 5 万 4,409 円(「厚生年金保険・国民年金事業状況」より))。</p>
③ 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間)</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成 24 年 4 月以降は、適格退職年金制度の廃止により税の特例措置が受けられなくなる。</p> <p>このため、これらの受給者全てについて、平成 24 年 4 月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、政策目的である受給者の権利の保護を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間)</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金の受給者全てについて、税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保することができる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間)</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、税の特例措置が継続されない場合には、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により特例措置が受けられなくなるため、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性が確保できなくなることから、受給者の権利の保護が十分に図られないこととなる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間)</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ろうとするものであり、本措置による税収減は是認されるべきものであると考える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者の権利について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、本措置は妥当なものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在の適格退職年金に係る税制上の特例措置が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、現在の特例措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業主の不在等により、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、地方公共団体が一定の協力をを行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金について

暦年	残存率 (単位: %)	適用件数	適用者数 (単位: 人)	減収見込み額(単位: 百万円)		
				計	国税	地方税
平成 23 年(6月末時点)	100	172	762	64.9	38.6	26.3
平成 23 年(6/30-12/31)	94.0	162	717	61.0	36.3	24.8
平成 24 年	82.9	143	632	53.8	32.0	21.8
平成 25 年	75.4	130	575	48.9	29.1	19.9
平成 26 年	67.6	116	515	43.9	26.1	17.8
平成 27 年	59.4	102	453	38.6	22.9	15.6
平成 28 年	52.5	90	400	34.1	20.3	13.8
平成 29 年	43.3	74	330	28.1	16.7	11.4
平成 30 年	34.1	59	260	22.2	13.2	9.0
平成 31 年	24.3	42	185	15.8	9.4	6.4
平成 32 年	20.6	35	157	13.4	8.0	5.4
平成 33 年	15.5	27	118	10.0	6.0	4.1
平成 34 年	13.6	23	104	8.8	5.3	3.6
平成 35 年	8.9	15	68	5.8	3.4	2.3
平成 36 年	7.0	12	53	4.6	2.7	1.8
平成 37 年	5.0	9	38	3.3	1.9	1.3
平成 38 年	4.6	8	35	3.0	1.8	1.2
平成 39 年	3.7	6	28	2.4	1.4	1.0
平成 40 年	1.1	2	8	0.7	0.4	0.3
平成 41 年	0.7	1	5	0.4	0.3	0.2
平成 42 年	0.5	1	4	0.3	0.2	0.1
平成 43 年	0.1	0	1	0.1	0.1	0.0
平成 44 年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※暦年は、注釈のない限り 1 月から 12 月の統計。

※平成 23 年 6 月末時点の適用件数等に残存率（生命保険協会推定）を乗じ算出。

※年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化するところから、変動がありうる。

※残存率計算方法

○確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

(例：10 年確定年金…年金受給開始から 10 年後に支払終了として計算)

○保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付有期年金

残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付 × × 年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存 × × 年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※平均余命を用いる際の年齢は、平成 23 年 6 月末時点の年齢（男性を前提）を使用。

※平均余命は、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）別表「余命年数表」を使用。